

**京都市社会福祉審議会答申**  
**「京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方について」**  
**を受けた本市の取組状況について**

**1 答申（別紙1）の受理（平成25年7月9日）**

市長が、森洋一委員長（当時）及び山田裕子リハビリテーション行政の在り方検討専門分科会長（当時）から答申を受理した。主な内容は以下のとおりである。

**(1) 年齢・障害種別を超えた一体的な施策の方向性**

年齢・障害種別にとらわれず、総合的に、かつ切れ目なく、適切なリハビリテーションのサービス提供に結びつけていくことが望まれる。

**(2) 地域リハビリテーションの推進**

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らしていくために、医療や保健、福祉などあらゆる機関の連携をはじめ、研修、啓発等を行う中核的な機能が必要である。

**(3) 新たなニーズへの対応**

新たなニーズである高次脳機能障害への対応として、特化した相談支援窓口とサービス提供拠点の設置が急務であり、民間事業者による支援が質量ともに充実するまでは、公の責任で取り組む必要がある。

**(4) リハビリテーション医療の在り方**

京都市のリハビリテーション医療分野への関わり方は、民間活力が導入されている実情を踏まえ、公として担うべき役割を果たしつつ、民間に委ねる分野は委ねていく方向が適当である。

**2 「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」（別紙2）の策定（平成25年10月）**

本答申の内容を踏まえ、本市では、市民意見募集を経て、身体・知的・精神の3つの障害種別を一体とした相談や切れ目のない支援、リハビリテーションの提供をはじめとする、リハビリテーション行政の方向性を「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」（以下「基本方針」という。）として策定した。

基本方針において、京都市のリハビリテーション行政の方向性として、

ア 身体・知的・精神の3障害一体となった相談・支援

イ 地域リハビリテーションの推進

ウ 新たなニーズとしての高次脳機能障害（受傷や疾病による脳損傷に起因する認知障害）への対応

エ リハビリ医療への新たな関わり方

と定め、身体障害者リハビリテーションセンター（当時）については、上記4つの方向性を踏まえて、リハビリテーション科を標ぼうする民間病院の増加等により公設施設としての役割が低下していた同センター附属病院及び補装具製作施設を廃止するとともに、地域リハビリテーションのより一層の推進及び新たなニーズである高次脳機能障害の方への支援を重点に置く地域リハビリテーション推進センターとして再編することとした。

### 3 基本方針の具体化に向けた取組

#### (1) 3障害一体となった相談・支援（3施設一体化整備）

本市では、基本方針を踏まえ、3障害一体となった相談機能を有する施設を整備し、3障害に対する総合的な、かつ切れ目のない相談・支援に取り組むため、京都市立病院の北側の用地において地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センター（以下「3施設」という。）の合築化整備を行う方向で取組を進めている。その第一次整備として、平成27年9月、地域リハビリテーション推進センターの建物内にこころの健康増進センターを移転させ、身体障害と精神障害の相談窓口を併設化した。

更に、障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた具体的な取組方向として、有識者及び関係団体への意見聴取、市民意見募集を経て、平成30年3月、3施設一体化整備基本計画（以下「基本計画」という。）（別紙3）を策定した。

基本計画において、障害の種別を超えた多様なニーズや複合的な課題に対応するとともに、ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援を実施し、かつ児童虐待や発達障害等に係る相談の増加などにも対応するため、各施設の一層の機能充実と連携強化を行い、専門的中核機関として、保健福祉センターをはじめ、地域や関係機関との連携のもと、全市的な相談支援体制を充実させるとともに、現行施設の老朽化や耐震性能の不足などの課題にも対応していくこととしている。

#### 【基本計画について（概要）（別紙3 P3）】

##### 1 基本理念

新しい施設は、障害保健福祉、児童福祉に関する課題に総合的に対応し、障害のある方も、困難を抱える児童も家庭も、地域において誰もが生活しやすい社会を目指すための中核機関としての役割を担うとともに、施設を利用する方が、ぬくもりを感じ、快適で、心安らぐ施設とする。

##### 2 整備の目的

- (1) 各施設において求められる役割が果たせるよう一層の機能充実を図る。
- (2) 3施設を一体的に整備することにより、連携体制を強化し、より高い効果を発揮する。
- (3) 各専門職員が1箇所に集結する専門的中核機関として、市民に身近な窓口である区役所・支所の保健福祉センターをはじめ、地域や関係機関としっかりと連携し、全市的な相談支援体制の充実を図る。
- (4) 現在の各施設の耐震性能不足、老朽化に対応する必要性を踏まえ、効率的な整備を行う。

##### 3 整備に当たっての基本的な考え方（一体化整備に際し目指すもの）

- (1) 全市的な相談支援体制の充実
- (2) 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の向上
- (3) 各施設間における支援情報の共有及び関係機関との密接な連携
- (4) 3施設の診察部門の一体的な運営
- (5) 相談しやすい窓口等、市民の利便性の向上
- (6) 利用者のプライバシーへの配慮
- (7) ユニバーサルデザイン・ぬくもりや心の安らぎを感じる施設
- (8) 環境への配慮

## (2) 地域リハビリテーションの推進について

基本方針に基づき平成27年4月に開設した地域リハビリテーション推進センターでは、平成29年度から、職員が地域に出向いて研修を行う「地域ガエルのお出かけ講座」を新たに実施しているほか、健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課が主催する地域包括支援センターとの事例検討会（ケアマネジメント支援会議）へのリハビリ専門職の試行的な参加など、高齢者も含めた包括的な地域リハビリテーション推進の取組を展開している。（別紙4）

## (3) 高次脳機能障害への対応について

平成27年7月には、基本方針に掲げた新たなニーズとしての高次脳機能障害に対応するため、地域リハビリテーション推進センター内に高次脳機能障害者支援センターを設置した。平成29年度から当事者・家族交流会を定期的に開催しているほか、基礎的なものから専門的なものまで幅広い内容で実施する各種研修について、年々内容の充実を図るなど、ニーズを踏まえた事業内容の充実に積極的に取り組んできた。

平成29年度には、民間企業等の協力も得た「高次脳機能障害普及啓発フェア～こうじの世界」を開催するなど、一般市民にも関心を持っていただけるような普及啓発の取組も新たに実施している。

また、地域リハビリテーション推進センター内に設置している障害者支援施設では、高次脳機能障害に特化した施設として、高次脳機能障害のある方の自立と地域生活の実現を目指し、高次脳機能障害者支援センターとも連携し、適切な施設運営に努めている。（別紙5）

## 4 今後の取組

### (1) 3障害一体となった相談・支援（3施設一体化整備）

3施設一体化整備については、今年度、建設予定地において、埋蔵文化財試掘調査等各種調査を実施し、着実に取組を進めている。更に、平成31年度以降、設計等建物計画に着手する予定としており、引き続き、基本計画に掲げる内容を踏まえ、相談・支援の充実に向けた取組を進めていく。

### (2) 地域リハビリテーションの推進について

地域リハビリテーション推進センターの専門職員を市内の生活介護事業所等に派遣し適切な支援等について助言を行う障害福祉サービス事業所等訪問支援事業や、「地域ガエルのお出かけ講座」等、地域に出向いて実施するアウトリーチ型の事業や、リハビリ専門職員の専門性を活かし、高齢者も対象とした包括的な地域リハビリテーション推進等、障害等により日常生活に支障を抱える市民が地域で安心して生活できる環境づくりのための取組を、引き続き積極的に推進していく。

### (3) 高次脳機能障害への対応について

高次脳機能障害者支援センターにおいては、引き続き、併設された障害者支援施設

と連携しつつ、当事者・家族への個別支援、高次脳機能障害の理解促進を目的とした研修（市民、医療機関、福祉支援機関の関係者等対象）や普及啓発の取組の実施及び関係機関との連携体制の強化等、これまでの取組を着実に推進するとともに、専門機関としての支援力の更なる向上に努める。